

「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の改正案
(新旧対照表)

(下線部分が改正箇所)

改正案	現 行
<p>第3 教育研修</p> <p>1 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。</p> <p>2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。</p> <p>3 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。</p> <p>4 <u>1～3の措置を講ずる場合には、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についても、職員と同様の措置を講ずる。</u></p>	<p>第3 教育研修</p> <p>1 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。</p> <p>2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。</p> <p>3 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。 (新設)</p>
<p>第6 情報システムにおける安全の確保等 (アクセス制御)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略) (アクセス記録)</p> <p>3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を<u>定期的に</u>分析するために必要な措置を講ずる。</p> <p>4 (略) (アクセス状況の監視)</p> <p>5 <u>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該機能の定期的確認等の必要な措置を講ずる。</u> (管理者権限の設定)</p> <p>6 <u>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。</u></p> <p>7 (略) (不正プログラムによる漏えい等の防止)</p> <p>8 保護管理者は、<u>不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、不正プログラム</u>の感染防止等に必要な措置を講ずる。</p> <p>9～16 (略) (記録機能を有する機器・媒体の接続制限)</p>	<p>第6 情報システムにおける安全の確保等 (アクセス制御)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略) (アクセス記録)</p> <p>3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を<u>定期又は随時に</u>分析するために必要な措置を講ずる。</p> <p>4 (略) (新設)</p> <p>5 (略) (コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)</p> <p>6 保護管理者は、<u>コンピュータウイルスによる保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルス</u>の感染防止等に必要な措置を講ずる。</p> <p>7～14 (略)</p>

<p>17 <u>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第7 <u>情報システム室等の安全管理</u> <u>(入退管理)</u></p>	<p>第7 <u>情報システム室等の安全管理</u> <u>(入退室の管理)</u></p>
<p>1 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する<u>室その他の区域</u>（以下「<u>情報システム室等</u>」という。）に<u>立ち入る</u>権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、<u>入退</u>の記録、部外者についての識別化、部外者が<u>立ち入る</u>場合の職員の立会い又は<u>監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置</u>を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。</p> <p>2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による<u>入退</u>の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。</p> <p>3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の<u>入退</u>の管理について、必要があると認めるときは、<u>立入り</u>に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>1 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する<u>室等</u>（以下「<u>情報システム室等</u>」という。）に<u>入室</u>する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、<u>入退室</u>の記録、部外者についての識別化、部外者が<u>入室</u>する場合の職員の立会い等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。</p> <p>2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による<u>入退室</u>の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。</p> <p>3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の<u>入退室</u>の管理について、必要があると認めるときは、<u>入室</u>に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第8 <u>保有個人情報の提供及び業務の委託等</u> 1～3 (略)</p>	<p>第8 <u>保有個人情報の提供及び業務の委託等</u> 1～3 (略)</p>
<p>(業務の委託等)</p> <p>4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1) <u>個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務</u></p> <p>(2) <u>再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項</u></p> <p>5 <u>保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。</u></p>	<p>(業務の委託等)</p> <p>4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1) <u>個人情報に関する秘密保持等の義務</u></p> <p>(2) <u>再委託の制限又は条件に関する事項</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項</u></p>
<p>6 <u>委託先において、保有個人情報の取扱いに</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>係る業務が再委託される場合には、委託先に4の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが5の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>第10 監査及び点検の実施</p> <p>1・2 (略) (評価及び見直し)</p> <p>3 保有個人情報の適切な管理のための措置については、<u>総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。</u></p>	<p><u>5</u> (略)</p> <p>第10 監査及び点検の実施</p> <p>1・2 (略) (評価及び見直し)</p> <p>3 保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があるときは、その見直し等の措置を講ずる。</p>
---	--

「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の改正案
(新旧対照表)

(下線部分が改正箇所)

改正案	現 行
<p>第3 教育研修</p> <p>1 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。</p> <p>2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。</p> <p>3 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。</p> <p>4 <u>1～3の措置を講ずる場合には、保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者についても、職員と同様の措置を講ずる。</u></p> <p>第6 情報システムにおける安全の確保等 (アクセス制御)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略) (アクセス記録)</p> <p>3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を<u>定期的に</u>分析するために必要な措置を講ずる。</p> <p>4 (略) (アクセス状況の監視)</p> <p>5 <u>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該機能の定期的確認等の必要な措置を講ずる。</u> (管理者権限の設定)</p> <p>6 <u>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。</u></p> <p>7 (略) (不正プログラムによる漏えい等の防止)</p> <p>8 保護管理者は、<u>不正プログラム</u>による保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、<u>不正プログラム</u>の感染防止等に必要な措置を講ずる。</p> <p>9～16 (略) (記録機能を有する機器・媒体の接続制限)</p>	<p>第3 教育研修</p> <p>1 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。</p> <p>2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。</p> <p>3 保護管理者は、当該課室等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。 (新設)</p> <p>第6 情報システムにおける安全の確保等 (アクセス制御)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略) (アクセス記録)</p> <p>3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を<u>定期又は随時に</u>分析するために必要な措置を講ずる。</p> <p>4 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略) (コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)</p> <p>6 保護管理者は、<u>コンピュータウイルス</u>による保有個人情報の漏えい、滅失又は<u>き損</u>の防止のため、<u>コンピュータウイルス</u>の感染防止等に必要な措置を講ずる。</p> <p>7～14 (略)</p>

<p>17 <u>保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第7 情報システム室等の安全管理 (入退管理)</p>	<p>第7 情報システム室等の安全管理 (入退室の管理)</p>
<p>1 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する<u>室その他の区域</u>（以下「情報システム室等」という。）に<u>立ち入る</u>権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、<u>入退の記録</u>、部外者についての識別化、部外者が<u>立ち入る</u>場合の職員の立会い又は監視設備による監視、<u>外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置</u>を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。</p> <p>2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。</p> <p>3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の<u>入退の管理</u>について、必要があると認めるときは、<u>立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め</u>の整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>1 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する<u>室等</u>（以下「情報システム室等」という。）に<u>入室する</u>権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、<u>入退室の記録</u>、部外者についての識別化、部外者が<u>入室する</u>場合の職員の立会い等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。</p> <p>2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による<u>入退室の管理</u>の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。</p> <p>3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の<u>入退室の管理</u>について、必要があると認めるときは、<u>入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定め</u>の整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p> <p>4～5 (略)</p>
<p>第8 保有個人情報の提供及び業務の委託等 1～3 (略)</p>	<p>第8 保有個人情報の提供及び業務の委託等 1～3 (略)</p>
<p>(業務の委託等)</p> <p>4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理<u>及び実施体制、個人情報の管理の状況</u>についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1) 個人情報に関する秘密保持、<u>目的外利用の禁止等の義務</u></p> <p>(2) 再委託の制限又は<u>事前承認等再委託に係る条件</u>に関する事項</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 違反した場合における<u>契約解除、損害賠償責任その他必要な事項</u></p> <p>5 <u>保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況</u>について、<u>年1回以上の定期的検査等</u>により確認する。</p> <p>6 委託先において、保有個人情報の取扱いに</p>	<p>(業務の委託等)</p> <p>4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1) 個人情報に関する秘密保持等の義務</p> <p>(2) 再委託の制限又は<u>条件</u>に関する事項</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 違反した場合における<u>契約解除の措置その他必要な事項</u></p> <p>(新設)</p>
<p>6 委託先において、保有個人情報の取扱いに</p>	<p>(新設)</p>

<p><u>係る業務が再委託される場合には、委託先に4の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが5の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>第10 監査及び点検の実施</p> <p>1・2 (略) (評価及び見直し)</p> <p>3 保有個人情報の適切な管理のための措置については、<u>総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。</u></p>	<p><u>5</u> (略)</p> <p>第10 監査及び点検の実施</p> <p>1・2 (略) (評価及び見直し)</p> <p>3 保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があるときは、その見直し等の措置を講ずる。</p>
---	--